

茨城工業高等専門学校情報セキュリティ推進委員会規程

〔平成24年3月13日〕
制 定

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則第17条、第18条及び第19条の規定に基づき、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティ推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び審議事項)

第2条 本校に委員会を置く。

2 委員会は、本校における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティに関する専門的及び技術的問題の審議
- (2) 情報システムに関わる情報セキュリティインシデントの発生時の対応
- (3) 情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ副責任者及び情報セキュリティ管理者への専門的及び技術的立場からの助言及び支援
- (4) その他情報セキュリティに関する専門的及び技術的問題に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、情報セキュリティ推進責任者を委員長とし、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 情報セキュリティ推進員
- (2) その他情報セキュリティ推進責任者が必要と認める者

2 前項第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことが出来ない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことが出来る。

(報告)

第7条 委員長は、委員会における審議の結果を、情報セキュリティ管理委員会に報告する。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

2 この規程を改正するときは、情報セキュリティ管理委員会において審議する。

附 則

この規程は、平成24年3月13日から施行する。